

税負担の公平性を確保、公平な町民サービスのために

差し押さえなどの 滞納処分 を強化！

福祉や保健、教育、防災、ごみ処理などの行政サービスは、皆さんの納める税金で賄われています。

税金を滞納することは、税負担の公平性を欠くほか、町の財政を圧迫し、皆さんに提供するサービスが低下する恐れもあります。

町では、十分な資力がありながら納付しない滞納者に対して、滞納処分を積極的に行い、滞納の解消を図っています。

■滞納処分とは

町が滞納者の財産を差し押さえることです。事前の連絡や同意は必要ありません。これまで法に基づき財産の差し押さえを実施してきましたが、今後も引き続き調査の徹底・差し押さえを実施します。

■滞納処分（財産差押）の対象となる財産

- ・預貯金（銀行等の預金）
- ・給与（月給・賞与）
- ・生命保険（給付金・解約返戻金など）
- ・不動産（土地・家屋）
- ・動産（自動車・バイクなど）

■納税は国民の義務です

支払能力があるにも関わらず遊興費・住宅ローンの返済などを優先し、納税いただけない人などが滞納処分の対象となります。

■納期内納付にご協力ください

税金の納付は、納期内の自主納付が原則です。納期限を過ぎた場合は、督促状の発送などに多額の経費が掛かり、その経費も税金で負担することになります。滞納すると年利8.8%の延滞金が加算されます。納期限までに納めましょう。

■滞納処分までの流れ■

納期限を過ぎても納付がなく滞納となった場合、滞納処分の対象となり、財産の差し押さえが可能となります。



▶問合せ 町民課税務係☎②2112

自動車税（種別割）の納付はお済みですか？

千葉県は、自動車税（種別割）の未納額の縮減のため、10月から1月までを滞納整理強化期間とし、給与・預金・自動車などの差押えを一層強化します。自動車税（種別割）が未納の場合は、至急納付ください。

また、新型コロナウイルスや災害などにより一時的に納付できない場合は、納税の猶予が認められる場合がありますのでご連絡ください。

▶問合せ 千葉県香取県税事務所☎0478-54-1314

千葉県総務部税務課 ☎043-223-2127



差押え自動車の引き上げ